

平成二十六年四月一日付け広島県報（号外）第二十五号に登載の広島県訓令第4号（広島県決裁規程の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

総務局業務プロセス改革課長

一	ページ		
一五	行		
平成二十五年		誤	
平成二十六年			正